

平成28年度全国公文書館長会議  
「公文書館の利用普及」に取り組む基本的考え方

平成28年6月10日  
全国公文書館長会議

- 1 公文書は政策決定過程やそうした決定がなされた時代の変遷をたどるための歴史的事実の集積であり、民主主義の根幹を支える国民・住民共有の知的資源として主体的な利用に供されるべきものである。
- 2 公文書館は国及び地域の歴史を伝える重要な公文書を保存し、利用提供する責務を負う機関である。知的資源としての公文書が社会に有効に利活用されるよう、自らの存在について広く発信し、理解の促進を図ることが求められる。
- 3 特に、より住民に近い立場の地域の公文書館が、地域住民による過去の政策の検証の場として、また、住民が公文書に身近に親しみ、それらを通じて地域の歴史を学ぶ場として利用されるよう、各々が、また連携して利用普及に取り組むことにより、公文書館の社会的認知度がより広範に全国で高まる効果が期待される。このことは、住民が地域への愛着を育み、その魅力を発見・発信し、新たな価値を創造する源となる意味において「地方創生」の基盤となるインフラであると言える。
- 4 次代を担う児童、生徒、学生にとっても、公文書館は国や地域が形づくられてきた経緯を学ぶ場として、また、そのような学習を通じて自ら考え判断する思考や政策を検証する能力を身につけ、現在あるいは将来の主権者となる基礎を学ぶ場として利用されることが期待される。
- 5 このため、児童、生徒、学生にも公文書館が認知され、公文書や公文書館が利活用されるよう、公文書を使った学習を積極的に支援する取組が求められる。例えば、学習プログラムの開発、出前授業、職場体験、広報媒体やデジタルコンテンツの発信等が考えられる。これを効果的に実施するためには、教員向けの研修等を通じて、教育機関との連携を強める必要もある。
- 6 以上の施策を進めるためには、これを支える学習や普及啓発にかかる専門的な知見を備えた職員を配置すること、国や地域全体でそのような人材を育成・活用していくことが不可欠である。